

「女性の健康とキャリア」

厚生労働省では、女性ホルモンの状況がライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面を含めた生涯にわたる支援を推進し、女性の健康施策を総合的にサポートするため、我が国における実態を正確に把握した上で、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための研究に取り組んでいますⁱ。

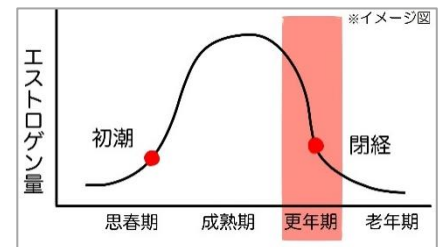
成熟期から更年期の現状

「生理休暇」は1947（昭和22）年に労働基準法が公布された当初からありますが、知っている人はどれ位いるのでしょうか。直近の調査では、生理休暇を請求した女性の割合は0.9%とのことⁱⁱ。生理不順や月経前症候群（PMS）等の情報に疎く、「辛くても我慢するもの」と刷り込まれたままで、対処していない女性も多いようです。

既婚者で、不妊を心配したことがある夫婦は35.0%、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）夫婦は18.2%になり、過去の調査にくらべて、不妊の検査や治療経験のある夫婦の割合は上昇傾向にありますⁱⁱⁱ。

更年期の症状を「現在、経験している」または「過去3年以内に経験した」と答えた割合は女性36.8%、男性8.7%でした。症状が出始めた時期と現在の就業状態を比較すると、50代では女性の2割強、男性の約1割に雇用劣化（降格、非正規化、無業化のいずれか）が見られます。雇用劣化が起きた理由として、「仕事を続ける自信がなくなったから」「働ける体調ではなかったから」「職場に迷惑がかかると思ったから」「職場に居づらくなったから」が多くなっています^{iv}。

更年期症状の深刻度には個人差がありますが、男女ともにホルモンバランスの変化は起こるものですから、迷惑をかけることに気兼ねすることなく、誰もが辞めない、休むことを遠慮しない、休むことを非難しない職場環境づくりが大切です。



人それぞれの健康課題に、職場の理解が必要な時代へ

労働者の健康対策としては、男性たちが企業戦士や社畜と比喻され、過労死や生活習慣病が目立つようになって、ようやく長時間労働等への対策が講じられてきています。女性の場合は、結婚や出産で離職し、その後は非正規雇用で再就職することが多く、職場での存在自体が薄いために、女性特有の健康対策に目が向けられなかったものと思われる。

近年、女性の就業率は20歳～59歳の5歳ごとの全年齢階級で7割を超えています^v。月経・妊孕性・性ホルモン・更年期等、男女の身体の仕組みや年齢による変化は、誰もが正しく知っておきたいことです。それによって、自分、家族、職場の部下・同僚・先輩・後輩に対しての、年齢や性別によって生じる病気や体調への思いやりや配慮があれば、多様な人材が長く活躍する職場環境になっていくのではないのでしょうか。

【出典・引用・参考文献】

- i. 厚生労働省 女性の健康づくり
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/woman/index.html
- ii. 厚生労働省「令和2年度雇用均等基本調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r02/07.pdf>
- iii. 国立社会保障・人口問題研究所「2015年社会保障・人口問題基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」
https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf
- iv. 日本放送協会（NHK）、一般社団法人女性の健康とメノポーズ協会、特定非営利活動法人POSSE、独立行政法人労働政策研究・研修機構、#みんなの生理 共同企画「更年期と仕事に関する調査2021」（2021年7月）
<https://www.jil.go.jp/tokusyuu/covid-19/collab/nhk-jilpt/index.html>
- v. 内閣府「令和3年版 男女共同参画白書」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/index.html

パルシティ江東通信 vol. 47

「男女共同参画週間について」

国は、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」にしています。「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である、平成11（1999）年6月23日を踏まえ、同法の目的や基本理念について理解を深めることが目的です。

第1回の平成13（2001）年度から、毎年キャッチフレーズを公募から選定し、令和4（2022）年度は、右図のとおり「『あなたらしい』を築く、『あたらしい』社会へ」に決まりましたⁱ。



この週間には、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することになっていますⁱⁱ。

江東区も、男女共同参画推進センターで、例年6月に「男女共同参画フォーラム」を開催していますが、コロナ禍により今年の開催は11月13日(日)にずらして準備を進めているところです。

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）ⁱⁱⁱです。

男女共同参画社会実現のための基本理念と国・地方公共団体・国民の責務

男女共同参画社会を実現するために、次の5つの基本理念、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を掲げています。そして、国・地方公共団体・国民にはそれぞれ責務があり、国は、男女共同参画基本計画を策定すること。地方公共団体は、男女共同参画社会づくりのための施策や地域の特性を活かした施策を展開すること。国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

現在の国の基本計画は、令和2（2020）年12月25日の閣議決定で、「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」として、令和12（2030）年度末までの「基本認識」並びに令和7（2025）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

また、この週間に合わせて閣議決定した年次報告書「令和4年版 男女共同参画白書」^{iv}では、「人生100年時代における結婚と家族 ～家族の姿の変化と課題にどう向き合うか～」として、令和3年度の男女共同参画社会の状況を特集しています。結婚・離婚の状況、死亡年齢最頻値、単独世帯が最多（38.0%）なこと等をデータで示し、「もはや昭和ではない」と明記されました。このことを念頭において、制度・政策を点検し、見直していく必要があるとしていますので、発想の転換あつての男女共同参画社会の実現と言えるでしょう。

【出典・引用・参考文献】

i. ii. 内閣府男女共同参画局 HP 男女共同参画週間 <https://www.gender.go.jp/public/week/index.html>

iii. 内閣府男女共同参画局 HP 男女共同参画社会基本法 https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html

iv. 内閣府男女共同参画局 HP 男女共同参画白書 https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html

「9月1日を含めた1週間は『防災週間』です」

「100年に1度の記録的な大雨」「史上最強クラスの台風」といった言葉をニュースで耳にすることが増えてきました。日本は元々自然災害の多い国ですが、近年は異常気象による大災害が増加しています。今後起こりうる災害に備え、自分自身や家族、地域の防災について考えておく必要があります。

防災分野での男女共同参画は進んでいるの？

今年の5月、内閣府が発表した「地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災・復興に係る取組状況について」によると、防災・危機管理部局に配置された女性職員の割合は、都道府県で平均11.2%、市区町村は9.9%にとどまり、61.9%の市区町村では1人もいないという結果でしたⁱ。

逃げ込んだ避難所でも危険に晒される女性や子どもたち

東日本大震災では、家庭内暴力(DV)のほか、避難所のリーダーやボランティア等による、女性や子どもへの同意のない性交の強要やわいせつ行為等の被害の実態が明らかになりましたⁱⁱ。安全であるはずの避難所で暴力を受けるなど、あってはならないことです。避難所のリーダーや復興に関わる委員会の男女比率が平等であれば、このような事態への対応策が講じられていたかもしれません。

内閣府では、自治体職員や自治会、自主防災組織など地域における活動に携わる全ての人が、女性の参画が地域防災力の向上にとって大きな役割を持つことについての理解を深め、男女共同参画の視点にたった災害対応の取り組みを一層進めるために、「女性が力を発揮するこれからの地域防災 ノウハウ・活動事例集」を作成しています。



【読取り用QRコード】

男女共同参画の視点と配慮のポイント

江東区では、防災において女性の視点が必要だと考え、地域防災計画の中に「男女共同参画の視点を踏まえ、女性の参加の促進を図る」ことを明記していますⁱⁱⁱ。例えば、避難所で必要な「男女共同参画の視点」として、下表に例を挙げています。いざという時、誰もが安全に、安心して避難できることを念頭に行動するため、あらためて様々な立場の視点を取り入れ、様々なニーズに応えられるようにしてみましょう。

内容	配慮するポイント
女性スペースの確保	女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置
女性用品の確保と配布	生理用品、女性下着の女性による配布
安全性の確保	パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上
仮設トイレ等の設置	高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保に配慮した多目的トイレの確保や設置場所の選定

参考 「江東区地域防災計画（令和3年度修正）計画編」より抜粋作成

【出典・引用・参考文献】

- i. 内閣府男女共同参画局 地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災・復興に係る取組状況についてフォローアップ調査結果（概要）（令和4年5月）https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/chousa/r3_zentaigauiyou.pdf
- ii. 東日本大震災女性支援ネットワーク 東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告（2013年12月発行）<http://risetotogether.jp.org/wordpress/wp-content/uploads/2015/12/bouryokuchosa4.pdf>
- iii. 江東区地域防災計画（令和3年度修正）
https://www.city.koto.lg.jp/O57101/bosai/bosai-top/taisaku/taisaku/info_7055_7056.html

「紫色に込められたメッセージ」

内閣府では、「女性に対する暴力をなくす運動」期間の初日（11月12日）に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリーなどを紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」を実施していますⁱ。パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。



女性の約4人に1人が暴力を経験

ここでは主に配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）について詳しく見ていきます。内閣府「女性に対する暴力の現状と課題ⁱⁱ」（令和4年8月）によると、配偶者から殴られる、蹴られる、突き飛ばされる、といった「身体的暴力」を受けた女性は14.7%で、その内2.5%は「何度も」被害を受けています。また、人格を否定するような暴言を受けるといった「心理的攻撃」を受けた女性は12.6%、生活費を渡さないといった「経済的圧迫」を受けた女性は5.9%、嫌がっているのに性的な行為を強要されるといった「性的強要」を受けた女性は5.3%となっています。被害経験があった女性は全体で22.5%となり、約4人に1人は配偶者から暴力を受けていることがわかります。

相談を受けたら…二次被害に注意

暴力を受けた方は深く傷つき、ショックや混乱のさなかにいます。そして多くの場合、「自分に悪い所があったのではないか」「子どものために我慢すれば良いのではないか」と自分を責めてしまい、ますます暴力に心が支配されていきます。そのような中、誰かに相談をすることはとても勇気がいります。あなたを信頼してせっかく相談をしてくれたとしても、心無い一言でさらに相談者を傷つけてしまうことがあり、これを二次被害といいます。



相談を受けたら…専門機関に繋げよう

悪いのは暴力をふるう相手です。もし、相談を受けたら「あなたは悪くない、ひとりで悩まずに相談してくれてありがとうございます」と伝えてください。そして、専門家の支援に繋がってください。相談窓口やその利用方法を調べたり、被害者が安心して相談が受けられるように子どもを預かったりと、寄り添う気持ちが被害者の大きな心の支えになります。

江東区では、DVやその他の悩みを抱える女性のために『女性のなやみとDVホットライン』による電話相談や面談、女性のための法律相談を行っています。いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、社会全体であらゆる暴力の根絶を目指しましょう。

女性のなやみとDVホットライン	03-3647-9551	月～土 9時～17時（木曜のみ20時まで） ※日・祝・年末年始を除く ※相談場所は非公開です。
女性のための法律相談	03-5683-0341	第1・2・3水曜 13時～16時（要予約）
DV相談+（プラス）	0120-279-889	24時間対応

【出典・引用・参考文献】

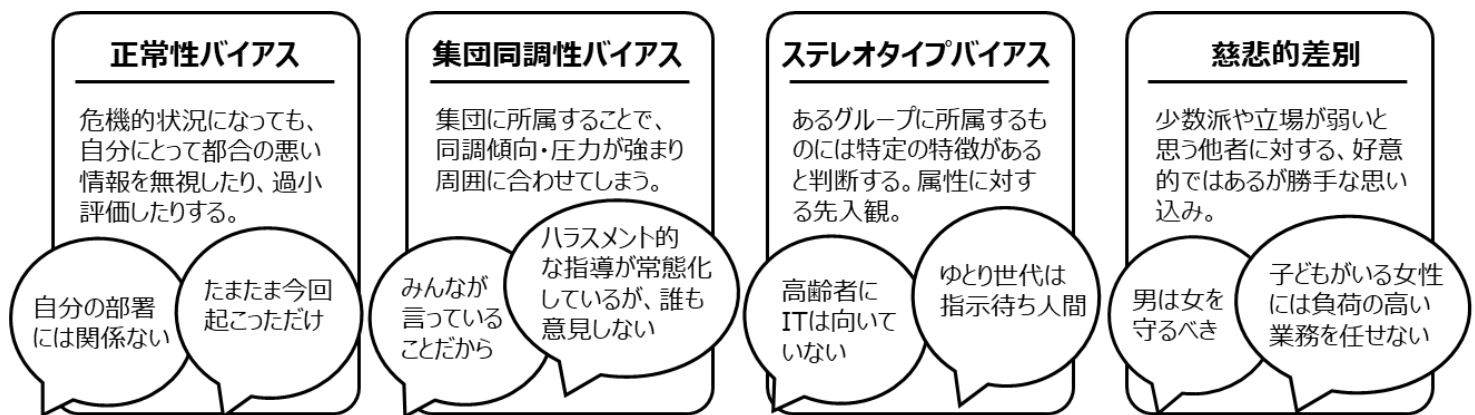
- i. 内閣府男女共同参画局 女性に対する暴力をなくす運動 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html
 ii. 内閣府男女共同参画局 女性に対する暴力の現状と課題(令和4年8月) https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/kadai.pdf

「気づこう、『アンコンシャス・バイアス』」

アンコンシャス・バイアスとは、自分自身が気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」を指し、「無意識の偏見」、「無意識の思い込み」などと呼ばれます。アンコンシャス・バイアスは、その人の過去の体験や知識、価値観等から無意識のうちに形成され、何気ない発言や行動として現れます。自分自身では気づきにくく、ゆがみや偏りを認識していないものと考えられます。

日常の中のアンコンシャス・バイアス

アンコンシャス・バイアスは、日常にあふれていて誰にでもあるものです。ここではいくつかの例¹を挙げていますので、このように思うことがないか、振り返ってみましょう。



ハラスメントにつながることも・・・

アンコンシャス・バイアスがあること自体で、「良い」か「悪い」かを判断するものではありません。しかし、自分のバイアスに気づかず無意識に放ったひと言が、相手を傷つけてしまうことがあります。特に、管理職やリーダーにあたる人が「普通はこれくらいできて当然だ」「そんなこと常識だろう」といった自分の思い込みを周囲に押し付けてしまうと、立場の弱い人たちは恐れや不安をいだき、ストレスや無力感を感じる場合がありますので注意が必要です。

自分のアンコンシャス・バイアスを意識してみる

先に述べたように、アンコンシャス・バイアスは誰しもが持っているものです。だからこそ、その偏見に気づき、少しずつ自分の中から排除していく努力が必要です。「今の言葉は自分の偏見だったかもしれない、自分の価値観を押し付けたかもしれない」と思った時は、それが周囲にどのような影響を与えているのかを自覚してみましょう。これを重ねていくことで、異なる価値観を受け入れる柔軟な視点が身に付きそうです。

内閣府男女共同参画局では、「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等に向けた普及啓発用動画」を作成しています。無意識の思い込みを含んださまざまなシーンが流れますので、自分の中のアンコンシャス・バイアスへの「気づき」にご活用ください。



動画

性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等に向けた普及啓発用動画

【出典・引用・参考文献】

1. 株式会社クオリア ホームページ「アンコンシャス・バイアスとは？事例と対処法」<https://www.qualia.vc/unconscious-bias/about/>